

市議会令和5年第3回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第5号

(第1集)

柏市

目 次

議 案 第	1 号	柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第	1号資料	柏市火災予防条例の一部を改正する条例について	5
議 案 第	2 号	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	7
議案第	2号資料	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	9
議 案 第	3 号	柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第	3号資料	柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1 3
議 案 第	4 号	柏市青少年センター条例を廃止する条例の制定について	1 5
議 案 第	5 号	柏市地域子育て支援施設条例の制定について	1 7

柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

柏市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い，蓄電池設備等の位置，構造及び管理の基準並びに炭火焼き器に係る離隔距離を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市火災予防条例の一部を改正する条例

柏市火災予防条例（昭和37年柏市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては，」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は，地震等により容易に転倒し，亀裂し，又は破損しない構造とすること。この場合において，開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては，その電槽は，耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか，屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの，蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては，建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし，不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは，この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3ちゅう房設備の項気体燃料の目の次に次のように加える。

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼 き器	—	1 0 0	5 0	5 0	5 0
	不 燃	木炭を燃 料とする もの	炭火焼 き器	—	8 0	3 0	—	3 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備，変電設備，内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の柏市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（附則第 4 項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち，新条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2（新条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項，第 11 条第 3 項，第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては，新条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされている新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち，新条例第 13 条第 1 項の規定に適合しないものについては，同項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち，この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので，同条の規定に適合しないものについては，当該規定は，適用しない。

議案第1号資料

柏市火災予防条例の一部を改正する条例について

柏市火災予防条例（昭和37年柏市条例第2号）新旧対照表

改正前	改正後
(変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)から(3)まで 略 (3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u> (3)の3から(10)まで 略 2及び3 略 (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)から(3)まで 略 (4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講じること。</u> (5)から(19)まで 略 2 略 (蓄電池設備) 第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u> 2 略 3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u>	(変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)から(3)まで 略 (3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3から(10)まで 略 2及び3 略 (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)から(3)まで 略 (4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講じること。</u> (5)から(19)まで 略 2 略 (蓄電池設備) 第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u> 2 略 3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造</u>

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとするものは、あらかじめ、その旨を、消防長に届け出なければならない。

(1)から(12)まで 略

(13) 蓄電池設備

(14)及び(15) 略

別表第3(第3条、第18条)

種類		離隔距離 (単位センチメートル)			
		入 力	上 方	側 方	前 方
炉から温風暖房機まで 略					
ちゅう房設備	気体燃料 略				
	上記に分類されないもの 略				
ボイラーから電気温水器まで 略					
注 略					
備考 略					

を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとするものは、あらかじめ、その旨を、消防長に届け出なければならない。

(1)から(12)まで 略

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)及び(15) 略

別表第3(第3条、第18条)

種類			離隔距離 (単位センチメートル)					
			入力	上方	側方	前方	後方	
炉から温風暖房機まで 略								
ちゅう房設備	気体燃料 略							
	固体燃料	木炭を燃料とするもの 不燃以外	炭火焼き器	＝	100	50	50	50
		木炭を燃料とするもの 不燃	炭火焼き器	＝	80	30	＝	30
		上記に分類されないもの 略						
		ボイラーから電気温水器まで 略						
注 略								
備考 略								

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（柏市保健衛生手数料条例の一部改正）

第1条 柏市保健衛生手数料条例（平成19年柏市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表47の項対象事務の欄中「又は第3条の3第1項」を「，第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

（柏市旅館業法施行条例の一部改正）

第2条 柏市旅館業法施行条例（平成19年柏市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分及び第6条各号列記以外の部分中「及び第3条の3第3項」を「，第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第2号資料

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備
を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例について

柏市保健衛生手数料条例（平成19年柏市条例第49号）新旧対照表（第1条関係）

改正前			改正後		
別表(第2条)			別表(第2条)		
項	対象事務	金額(特に定める場合を除き、1件につき)	項	対象事務	金額(特に定める場合を除き、1件につき)
1から46まで 略			1から46まで 略		
47	旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継の承認の申請に対する審査	略	47	旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定による営業者の地位の承継の承認の申請に対する審査	略
48から133まで 略			48から133まで 略		

柏市旅館業法施行条例（平成19年柏市条例第51号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
(施設の指定) 第5条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次のとおりとする。 (1)から(6)まで 略 2 略 (意見を求める者) 第6条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める前条第1項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)から(4)まで 略 (宿泊を拒むことができる事由) 第12条 法<u>第5条第3号</u>に規定する条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略	(施設の指定) 第5条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次のとおりとする。 (1)から(6)まで 略 2 略 (意見を求める者) 第6条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める前条第1項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)から(4)まで 略 (宿泊を拒むことができる事由) 第12条 法<u>第5条第1項第4号</u>に規定する条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

市立の小学校，中学校及び高等学校における教育政策について審議するため，柏市教育政策審議会を設置したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例

柏市附属機関設置条例（平成 8 年柏市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項柏市教育支援委員会の目の前に次のように加える。

柏市教育 政策審議 会	市立の小学校，中学校及び高等学校における教育政策についての審議及び答申に関する事務	15人 以内	2年
-------------------	---	-----------	----

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第3号資料

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第2条)					別表(第2条)				
附 属 機 関 の 属 す る 執 行 機 関 等	附 属 機 関	担任する事務	委 員 の 数	委 員 の 任 期	附 属 機 関 の 属 す る 執 行 機 関 等	附 属 機 関	担任する事務	委 員 の 数	委 員 の 任 期
市長 略					市長 略				
教 育 委 員 会					教 育 委 員 会	柏 市 教 育 政 策 審 議 会	市立の小学校、中学校 及び高等学校における 教育政策についての 審議及び答申に関 する事務	1 5 人 以 内	2 年
	柏市教育支援委員会から柏市文化振興審議会まで 略					柏市教育支援委員会から柏市文化振興審議会まで 略			
上下水道事業管理者 略					上下水道事業管理者 略				
備考 略					備考 略				

柏市青少年センター条例を廃止する条例の制定について

柏市青少年センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市青少年センターを廃止したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市青少年センター条例を廃止する条例

柏市青少年センター条例（昭和 6 3 年柏市条例第 6 号）は，廃止する。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

柏市地域子育て支援施設条例の制定について

柏市地域子育て支援施設条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

親子を中心とした多様な交流を創出し，子育てに関する情報の提供及び発信をし，並びに親子で遊び，及び学ぶ場を提供することにより，乳幼児の健やかな育ちを総合的に支援し，もって子育て環境の向上及び福祉の増進に寄与するため，地域子育て支援施設を設置したいので提案する。

柏市地域子育て支援施設条例

(設置)

第1条 親子を中心とした多様な交流を創出し，子育てに関する情報の提供及び発信をし，並びに親子で遊び，及び学ぶ場を提供することにより，乳幼児の健やかな育ちを総合的に支援し，もって子育て環境の向上及び福祉の増進に寄与するため，地域子育て支援施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域子育て支援施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称	位 置
柏市地域子育て支援施設	柏市大室一丁目4番（柏たなか駅前公園内）

(使用者の範囲)

第3条 地域子育て支援施設を使用することができる者は，次に掲げる者とする。

- (1) 乳幼児及び乳幼児の保護者
 - (2) 妊婦及び妊婦の介助者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか，市長が特に必要があると認める者
- (使用の許可等)

第4条 地域子育て支援施設を使用しようとする者は，あらかじめ市長の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

2 許可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

3 市長は，許可に際し，地域子育て支援施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 市長は，第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は地域子育て支援施設の管理運営上支障があると認めるときは，許可をしないことができる。

- (1) 前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 地域子育て支援施設を損傷し，又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(4) 営利を目的として使用すると認めるとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，許可を取り消し，又は使用を制限し，若しくは使用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者（以下「使用者」という。）が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 使用者が使用の目的又は条件に違反して使用したとき。

(3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により使用者が地域子育て支援施設の使用ができなくなったとき又は本市が地域子育て支援施設を使用する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めるとき。

(使用料)

第6条 地域子育て支援施設の使用料は，徴収しない。

(損害賠償)

第7条 地域子育て支援施設の施設，附帯設備等に損害を与えた者は，市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし，市長は，やむを得ない理由があると認めるときは，その額を減額し，又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。